

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
環境生活部 環境保全局 循環型社会 推進課	令和6年度 北海道PCB 廃棄物処理 事業に係る 環境モニタ リング業務	令和6年3月29日	地方独立行政 法人北海道立 総合研究機構	11,747,000	<p>(1) 環境モニタリング計画では、周辺大気のPCB、ダイオキシン類について、公定法（1週間サンプリング）による年4回の測定に加え、地域住民からの要望を踏まえて通年の測定を行うこととしているが、道内においては道総研の他に通年の測定を実施できる業者がないこと。（道総研はサンプリング機器を特注で製作しており、また、捕集材についてもPCBを捕集するために最適な物を採用している。）</p> <p>(2) 本業務では、PCBなどの測定に加えPCB廃棄物処理施設が周辺環境に与える影響の評価を行う必要があり、汚染原因の解析にあたって評価の手法と実績を持つ業者は道内においては道総研のみであること。（道総研は高分解能MSにてPCBを異性体ごとに定量し、統計手法を用いて環境資料中のPCBの汚染原因を特定している。）</p> <p>(3) 本業務は、単に測定分析業務にとどまらず、PCBや処理施設に関する技術的知識や過去の測定結果に関する知見などを元に、道が実施するPCB廃棄物処理施設に対する立入検査等の際に必要な助言を行うこととしており、これらを実施可能な業者は道内では他にないこと。</p> <p>(4) PCB廃棄物処理事業の安全性については、地域住民の関心が高く、モニタリング結果に対する信頼性が重要であることから、測定業者は公平性及び中立性を担保するとともに、高精度な測定機器及び高度な測定技術を持つ必要があり、道総研の他に適切な業者がないこと。</p>	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項 第2号及 び北海道 財務規則 運用方針 第3節関 係1の (2)